

大和市告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定により次のとおり市道の路線を歩行者専用道として指定し、同法第18条第2項の規定により令和3年9月22日から供用を開始する。

なお、関係図面は、本市街づくり施設部道路管理課において、令和3年9月22日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の一般の縦覧に供する。

令和3年9月22日

大和市長 大 木 哲

路線名	起 点	終 点	幅 員	延 長	備 考
公所69号	下鶴間字乙三号 6014番12	下鶴間字乙三号 2227番2先	3.92～ 4.02 m	76.23 m	路線総延長 139.60mの うち76.23m
公所194号	下鶴間字乙三号 6014番8	下鶴間字乙三号 6014番8	4.80	19.67	
公所198号	下鶴間字乙三号 6014番14	下鶴間字乙三号 6014番14	3.00	14.51	
文ヶ岡137号	上草柳字東ヶ里 981番2先	上草柳字東ヶ里 977番7	2.66～ 5.00	137.89	路線総延長 341.95mの うち137.89m
下福田352号	福田字甲五ノ区 7027番3	福田字甲五ノ区 7027番3	4.91～ 5.22	22.94	